

令和 4 年度食品安全委員会運営計画
(案)

令和 4 年 3 月
食品安全委員会

目 次

○ 審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿	1
第 1 令和 4 年度における委員会の運営の重点事項	2
第 2 委員会の運営全般	3
第 3 食品健康影響評価の実施	4
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2 評価ガイドライン等の策定	
3 「自ら評価」を行う案件の推進	
第 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	5
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2 食品安全モニターからの報告	
第 5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	6
1 食品健康影響評価技術研究の推進	
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第 6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進	7
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	
第 7 緊急の事態への対処	11
1 緊急事態への対処	
2 緊急事態への対処体制の整備	
3 緊急時対応訓練の実施	
第 8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	11
第 9 国際協調の推進	12
1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2 海外の研究者等の招へい	
3 海外の食品安全機関等との連携強化	
4 海外への情報発信	

＜審議の経緯＞

2022 年 2 月 2 日 第 35 回企画等専門調査会
2022 年 2 月 15 日 第 847 回食品安全委員会（報告）
2022 年 2 月 18 日から 3 月 19 日まで 国民からの意見の募集
2022 年 3 月 29 日 第 853 回食品安全委員会

＜食品安全委員会委員名簿＞

山本 茂貴 （委員長）
浅野 哲 （委員長代理 第一順位）
川西 徹 （委員長代理 第二順位）
脇 昌子 （委員長代理 第三順位）
香西 みどり
松永 和紀
吉田 充

＜食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿＞

合田 幸広 （座長）
畝山 智香子（座長代理）
足立 真由 亀井 美和子
阿部 絹子 川崎 功博
有田 芳子 北見 麻里央
今村 知明 白岩 利恵子
浦郷 由季 田沼 恵理
太田 桂子 千葉 淳一
神村 裕子 米田 千恵

＜第 35 回企画等専門調査会専門参考人名簿＞

原田 光康（ＵＡゼンセン総合サービス部門事務局長）
横田 篤宣（農薬工業会技術部部長）
渡邊 治雄（公益財団法人黒住医学研究振興財団理事長）

第 1 令和 4 年度における委員会の運営の重点事項

(1) 事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

(2) 重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改正の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。

a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し

- ・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。
- ・ その他の評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の見直しの要否を検討する。

b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 8 条の規定による再評価を受ける農薬に関し、評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進める。

c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施

食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより蓄積された関連データ等を用いて、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を推進するため、評価の手法の検討や評価に必要な情報の特定を進める。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を

活用したリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ③ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会

等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

(6) 事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。

本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。

ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国

際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」（令和元年10月29日食品安全委員会決定）の改正を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。

3 「自ら評価」を行う案件の推進

(1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等

「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。

「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和5年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行う。本年度の重点テーマは「農薬」とする。

農薬について一般的に誤解が生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であることなどの令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、次の取組を実施する。

- a. SNS の拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。
- b. 対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。

具体的には、

- ・ 妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、小中学生向け情報等の提供
- ・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援
- ・ 報道関係者、食品関係事業者との意見交換

等を行う。

意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性について、最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査

会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

食品安全委員会をフォローし、ある程度専門的な知識をもつユーザー層に対し、機動的な対応が必要な健康被害案件や季節性を考慮した記事等利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している関心の高い読者を対象に、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンやリンクからのアクセスが容易で誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebook で配信した内容を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

文字情報だけでは伝えられない情報をわかりやすく伝えられる、また、検索・おすす等で長くアクセスが得られる一方、詳細な情報は伝えにくい、という動画の特性を踏まえつつ、事業者、消費者等対象を意識した情報を発信する。

⑤ Twitter

一般消費者が情報収集の手段として用い、拡散力の高い Twitter の特性を活かしつつ、食中毒の防止法等、一般消費者にとって身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを中心に情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターにつ

いて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。

食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるために、リスク評価等の進捗に応じ、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。

(2) 意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象に地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等については、食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるよう主催者と協議の上、講師を派遣する。さらに、大学等の教育機関に講師を派遣し、食品の安全性に関する科学的知見に対する理解促進を図る。

これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。

(4) 報道関係者との意見交換

食品安全委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。本年度は、特に農薬について意見交換会を実施するほか、意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。

(5) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演とブース出展等を行う。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした新任者研修及び情報提供の知識・技能を養うことを目的とした実務研修を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2022年6月 第37回OECD農薬作業部会

7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2022

8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー

9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRSS）

2023年3月 米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等の招へい

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するするとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

令和4年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

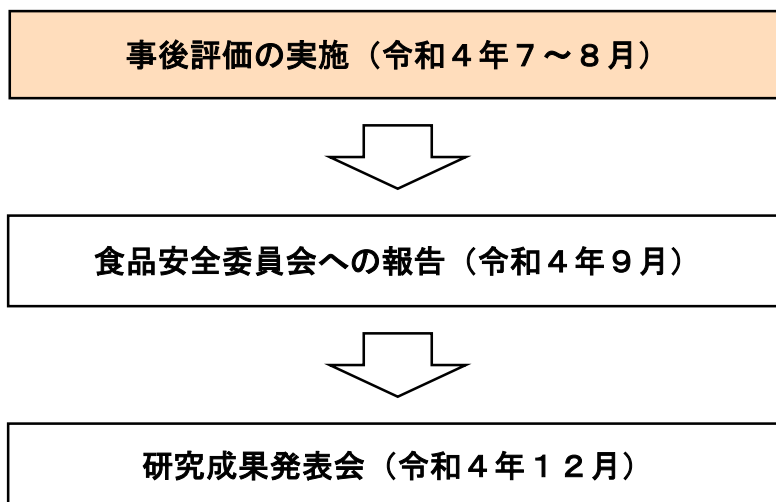
月	調 査 審 議 事 項
令和4年6月	○ 令和3年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 令和4年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
11月	○ 令和4年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 令和4年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
令和5年1月	○ 令和5年度食品安全委員会運営計画について ○ 令和4年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

令和4年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

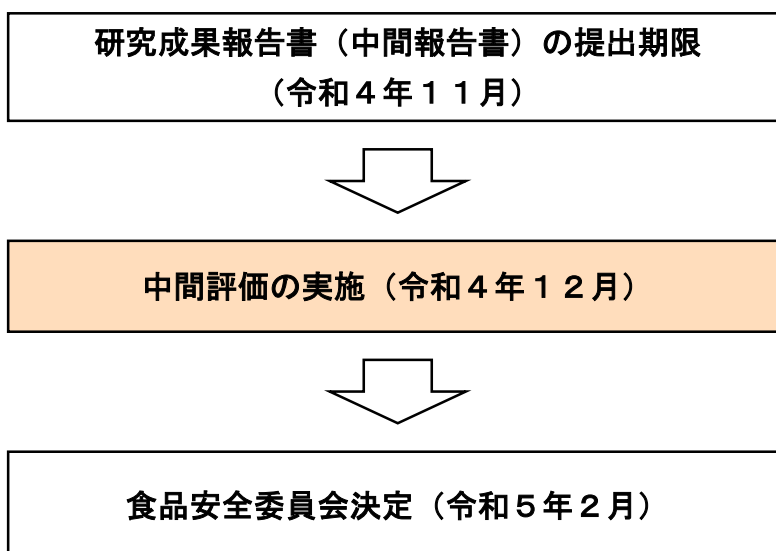
月	事 項
令和4年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和5年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

令和4年度の研究事業評価実施スケジュール

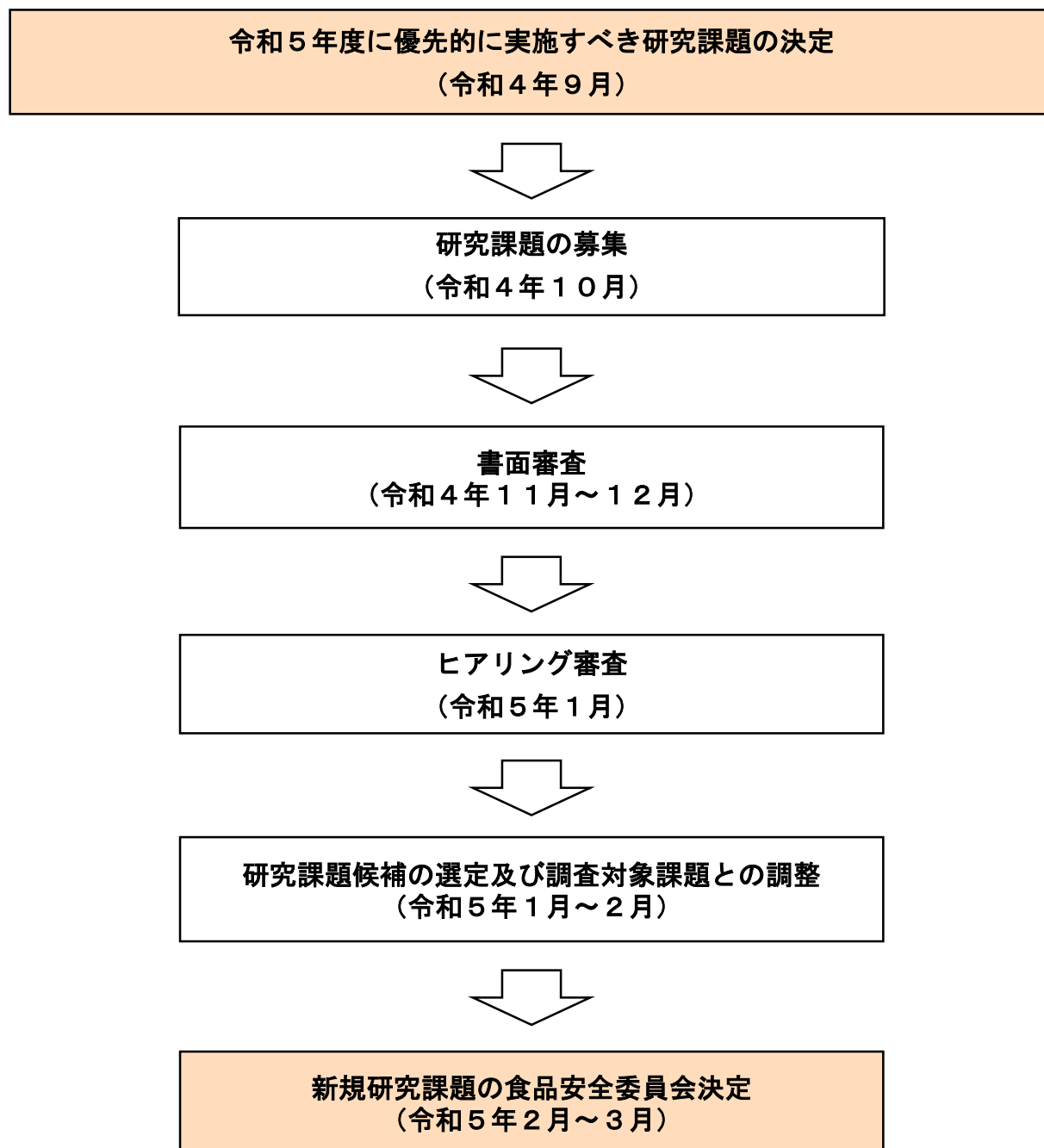
〔令和3年度に終了した課題の事後評価〕



〔令和4年度に実施する課題の中間評価〕

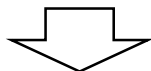


令和5年度新規研究課題決定までのスケジュール

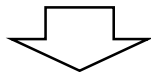


令和5年度に実施する調査課題の選定

令和5年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(令和4年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(令和5年1月～2月)



食品安全委員会決定
(令和5年2月)

「令和４年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の
募集結果について

1. 実施期間 令和4年2月18日～令和4年3月19日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 5通

4. いただいた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	細かなことで申し訳ありません。 P. 12 別紙1「令和４年度における企画等専門調査会調査審議スケジュールの」３段目の月が「令和４年１月」となっていますが、「令和５年１月」ではないでしょうか。ご確認お願いいたします。	御指摘を踏まえ修正しました。
2	第３食品健康影響評価の実施 ２ 評価ガイドライン等の策定 について 本年度の重点事項として遺伝子組換え食品等について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成１６年３月２５日食品安全委員会決定）の改正を検討いただけるとのこと、支持します。 貴委員会が設置された２００３年以降、１２０件以上の組換え技術応用食品添加物の食品健康影響評価で得られた知見及び国際的な動向等を踏まえ、最終食品へのリスク影響をより一層科学的に適切に考慮いただき、効率的な評価となるような基準ご策定を望みます。	遺伝子組換え食品等の評価基準については、これまでの評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえて、今後、着実に検討を進めて参ります。

3	事業運営方針で、「国民の健康の保護を最優先に」と掲げているが、内容は違う。 食品健康影響評価は、早期にあるいは標準処理期間内に終わることを第一に掲げている。 「リスクを慎重に見極めて、疑わしきは認めない姿勢で、それにより時間がかかるのはやむを得ない」という姿勢を貫くべき。	食品安全委員会では、食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもと、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。 リスク評価においては、リスク管理機関からの評価要請に応じて、計画的・効率的な調査審議を行うこととしておりますが、具体的な調査審議に当たっては、個別の試験結果について、試験条件、試験結果等のデータの科学的な信頼性を確認し、必要な場合は追加の資料提出や試験実施を求めるなど、十分な審議により評価を行っています。
	・重点事項として、遺伝子組換え食品の評価基準の見直しを掲げている。現在の評価基準は平成16年のもので、20年近く経っているので、甘々に変えようとしているのですが、少なくとも、国民のアレルギー疾患は相当増えている。その原因の一つとして遺伝子組換え食品の影響が否定できない限り、基準は緩まることはあり得ない。	今回の遺伝子組換え食品等の評価基準の見直しは、これまでの評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえて改訂を行うものであり、今後、専門調査会において十分に調査審議をして参ります。
	・「リスクコミュニケーション」については、名前とは縁遠い内容（委員会等がしっかりと健康リスクの検証をしているので、残留農薬等の健康リスクは心配ないですよ）で、自らの業務（甘々で企業側の申請を認める）の正当性や企業側が残留農薬・添加物・遺伝子組換え食品等売りやすくする広報と化さないよう、「国民の健康の保護を最優先に」した姿勢を貫くべき。	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行うとともに、これらのプロセスの透明性を確保しつつ、リスクコミュニケーションを行っています。引き続き、

		丁寧なリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。
4	参考資料について ・「項目欄」について： 令和3年度運営計画についての項目欄の記載が漏れていると思います。	本資料は、本文について前年度からの変更部分が分かるよう参考として添付したものです。項目欄が毎年大きく変わるものでないことを踏まえ、閲覧性の観点からこのような記載・体裁にしております。
	・ 1 ページの令和4年度運営計画欄の（2）の2行目「改訂」と、同欄の下線部の5行目「改正」との違いは、何を意味しているのか？	「改訂」は、書物などの内容に手を加えてただすという意味に用いられるのに対し、「改正」は法令を改める場合に使用されます。 評価指針は、その性質が法令に近いことを踏まえ、該当箇所は「改正」に修正しました。
	・ 1 ページの令和4年度運営計画欄の下線部の6行目「見直しの要否」について： 不断の見直しは必要ではないのか？ その結果が改正、改訂の要否で分かれることがあるにしても。	御意見として承りました。
	・ 3 ページの令和4年度運営計画欄の下線部の2行目「知見」は「科学的知見」のほうがよいと思います。他の箇所の例と同様に。	御指摘を踏まえ修正しました。
	・ 3 ページの令和4年度運営計画欄の下線部の3行目、4行目の「食品安全委員会決定」は「委員会決定」のほうがよいと思います。同欄の第3（2）の2行目の例と同様に。	御指摘の箇所は、いずれも委員会決定が行われた日時を明記することにより文書を特定するもので、一般的な法令番号に準ずるものです。このため、該当箇所は委員会の正式名称を記載するのがふさわしいので、御指摘を踏まえ、「食品安全委員会決定」に統一しました。
	・ 3 ページの令和4年度運営計画欄の下線部の4行目「改正」と、4ページの令和4年度	「改訂」は、書物などの内容に手を加えてただすという意味に

	運営計画欄の下線部の2行目「改訂」との違いは、何を意味しているのか？	用いられるのに対し、「改正」は法令を改める場合に使用されます。 評価指針は、その性質が法令に近いことを踏まえ、該当箇所は「改正」に修正しました。
	・7ページの令和4年度運営計画欄の下線部の1行目の文頭のインデントの位置が不適当であると思います。（一字下げが適当ではないか。）	御指摘を踏まえ修正しました。
5	1. 2022年度予定している遺伝子組み換え食品等の評価ガイドラインの見直しを着実に進めてください。加えて整備されていない分野の評価ガイドラインを速やかに作成してください。 〔第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドライン等の策定〕に関して リスク評価実施にあたり、評価ガイドラインは重要です。遺伝子組み換え農作物の栽培面積は世界的に年々増加しています。遺伝子組み換え食品の評価ガイドラインの見直しが着実に進められることを期待します。 また、評価ガイドラインが未策定の「アレルギー」などについても検討をお願いします。	遺伝子組み換え食品等の評価基準については、これまでの評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえて、今後、着実に検討を進めて参ります。 アレルギーを含む食品については、科学的知見が豊富な卵を対象とし、令和3年6月に評価書を取りまとめ、現在のアレルギーを含む食品に関する表示制度はおおむね妥当と判断しました。 また、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかになり、卵以外のアレルギーを含む食品については、得られている情報を取りまとめて令和4年度以降公表することとしました。 引き続き、科学的知見の集積に努め、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られた際にはその必要性を検討いたします。

2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。 【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】に関して 食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。 2021 年度から開始された農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議してください。 食品添加物の基準や規格を定める役割は厚生労働省ですが、厚生労働省からの要請に基づき実施する評価だけでなく、食品安全委員会が自ら評価し、この対応を進めることは可能だと考えます。積極的な取り組みを要望します。	食品添加物の安全の確保については、食品添加物の基準や規格を定めている厚生労働省において危害情報を収集・分析した上で、リスク管理の在り方を検討すべきものです。頂いた御意見については、厚生労働省にお伝えいたします。 厚生労働省が食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする際には、食品安全委員会は科学的な視点から食品健康影響評価を行います。
3. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。特に、いわゆる「健康食品」については消費者のリテラシー向上のための取り組みをお願いします。 【第1 令和4年度における委員会の運営の重点事項（2）重点事項	いわゆる「健康食品」につきましては、令和3年度は、YouTubeの動画を作成したほか、自治体との共催でリスクコミュニケーションを行いました。令和4年度についても、機会を捉えて取り組んでまいります。

②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して 2022 年度運営計画（案）では、公式 SNS 等に Twitter が追加され、引き続きリスクコミュニケーションにおけるデジタル化が進んでいます。一方で、食品安全は幅広い年代層の消費者が感心を持っています。デジタルを活用していない消費者とも引き続きリスクコミュニケーションが図れるよう、従来の情報源も踏まえて選択肢を増やすよう一層の努力を求めます。引き続き重点テーマは「農薬」と示されました。この間、ネオニコチノイド系農薬やグリホサートについて、国民の関心が高まっている状況を踏まえ、整理された情報が貴委員会から周知されることを期待します。 また、いわゆる「健康食品」についても、理解を広げることが求められています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、幅広い世代が気軽に摂取しています。一方で、消費者は「健康食品」の正しい使い方やそのリスクについて学ぶ機会が少なく、十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生しています。一つでも多くの健康被害を減らすため、貴委員会の公式ホームページや SNS 等も活用し、分かりやすく丁寧なリスクコミュニケーションを行ってください。 特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度の向上に努めてください。また、必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。	デジタルを活用していない消費者とのコミュニケーションについては、新聞、テレビ、ラジオ等で食品安全に関する情報を発信していただけるよう、報道関係者に対して戦略的に情報を提供していくほか、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対面も含めた意見交換会の開催を検討してまいります。 「農薬」については、ご指摘も踏まえ、リスクコミュニケーションに積極的に取り組んでまいります。
--	---

※いただいたものをそのまま掲載しています。

5. いただいた意見・情報を踏まえた修正箇所

修正箇所※	食品安全委員会 第 853 回会合資料 (変更後)	食品安全委員会 第 847 回会合資料 (変更前)
2 頁 第 1 (2) ①	食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の <u>改正</u> の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。	食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の <u>改訂</u> の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。
2 頁 第 1 (2) ①a.	・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた <u>科学的知見</u> 及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。	・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた <u>知見</u> 及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。
3 頁 第 1 (2) ③.	「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日 <u>食品安全委員会決定</u> （令和元年 8 月 27 日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う	「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日 <u>委員会決定</u> （令和元年 8 月 27 日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う
4 頁 第 3 の 1 (2) .	「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日 <u>食品安全委員会決定</u> ）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き 1 年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。	「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日 <u>委員会決定</u> ）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き 1 年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

4 頁 第 3 の 2 .	(前略) 本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた<u>科学的知見</u>及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)の改正を検討する。 ベンチマークドーズ法について、バイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」(令和元年10月29日 食品安全委員会決定)の<u>改正</u>を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。	(前略) 本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた<u>知見</u>及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)の改正を検討する。 ベンチマークドーズ法について、バイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」(令和元年10月29日 食品安全委員会決定)の<u>改訂</u>を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。
5 頁 第 3 の 3 (1) .	(本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日 <u>食品安全委員会決定</u>)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日 <u>食品安全委員会決定</u>)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。	本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日 <u>委員会決定</u>)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日 <u>委員会決定</u>)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。
11 頁 第 7 の 1	緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成1	緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成1

	7年4月21日<u>食品安全委員会決定</u>。以下「<u>指針</u>」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。	7年4月21日<u>委員会決定</u>。以下「<u>指針</u>」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。
--	---	---

※修正箇所は、第 853 回会合資料における頁等

令和4年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）

項 目	令和4年度運営計画	令和3年度運営計画
第1 令和4年度における委員会の運営の重点事項	（1）事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。	（1）事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。
	（2）重点事項 ① 食品健康影響評価の着実な実施 食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の<u>改正</u>の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。 本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。 a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し ・ <u>遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。</u> ・ <u>その他の評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の見直しの可否を検討する。</u> b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条の規定による再評価を受ける農薬に関し、<u>評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進める。</u> c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施	（2）重点事項 ① 食品健康影響評価の着実な実施 食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の<u>改訂</u>の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。 本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。 a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し ・ <u>添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</u> ・ <u>FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイドンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。</u> ・ <u>薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</u> b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条の規定による再評価を受ける農薬に関し、<u>「再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件」（令和元年農林水産省告示第804号）により、令和3年度下半期中に再評価を受けるべき者が農林水産省に資料を提出することとなったことから、評価要請がなされた場合、令和2年度までの準備作業を踏まえた評価指針等に基づき評価を開始する。</u> c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に着手

	食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより蓄積された関連データ等を用いて、養殖魚等を使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を推進するため、評価の手法の検討や評価に必要な情報の特定を進める。 ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施する。 ③ 研究・調査事業の活用 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日食品安全委員会決定（令和元年８月２７日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。 ④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。	食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより関連するデータが蓄積されたことから、養殖魚等を使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を開始する。 ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。 ③ 研究・調査事業の活用 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日委員会決定（令和元年８月２７日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。 ④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。
第２ 委員会 の運営全般	（１）委員会会合の開催 原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。	（１）委員会会合の開催 原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。
	（２）企画等専門調査会の開催 本年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。	（２）企画等専門調査会の開催 本年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。
	（３）食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 (削除) ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議	（３）食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ② 専門調査会の下に部会を設置 ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

	③ 関係する専門調査会等を合同で開催 (4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。 (5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。	④ 関係する専門調査会等を合同で開催 (4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。 (5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。
第3 食品健康影響評価の実施	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。 (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。 (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。
	2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。 本年度においては、<u>遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。</u> ベンチマークドーズ法について、<u>ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動</u>	2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。 本年度においては、<u>添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続きを検討する。</u> <u>FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。</u> <u>薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</u> <u>ベンチマークドーズ法について、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。</u>

	<u>物試験で得られた用量反応データへの適用】」（令和元年１０月２９日食品安全委員会決定）の改正を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</u>	
	3 「自ら評価」を行う案件の推進 （１）「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成１６年５月２７日 <u>食品安全委員会決定</u> ）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成１６年６月１７日 <u>食品安全委員会決定</u> ）を踏まえ、別紙２に掲げるスケジュールで実施する。	3 「自ら評価」の推進 （１）「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成１６年５月２７日 <u>委員会決定</u> ）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成１６年６月１７日 <u>委員会決定</u> ）を踏まえ、別紙２に掲げるスケジュールで実施する。
	（削除）	<u>（２）「自ら評価」の調査審議の推進</u> 前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進め、評価書を公表する。 ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定） ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成２７年度決定）
	<u>（２）「自ら評価」の結果の情報提供等</u> 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。	<u>（３）「自ら評価」の結果の情報提供等</u> 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。
第４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和５年２月を目途に実施する。	1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和４年２月を目途に実施する。
第５ 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	1 食品健康影響評価技術研究の推進 （１）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙３に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。 （２）本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙３に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。 （３）食品健康影響評価技術研究課題の選定	1 食品健康影響評価技術研究の推進 （１）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙３に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。 （２）本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙３に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。 （３）食品健康影響評価技術研究課題の選定

	来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。	来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。
	(4) 適正な経理の確保 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。	(4) 適正な経理の確保 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。
	(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。	(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。
	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。
	(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。
	3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。	3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。
第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進	<u>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行う。</u>本年度の重点テーマは「農薬」とする。 <u>農薬について一般的に誤解が生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であることなどの令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、次の取組を実施する。</u>	<u>リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。</u>本年度の重点テーマは「農薬」とする。 <u>具体的な取組としては令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、以下のとおりターゲットごとの対応策を検討し、実行する。</u> a. <u>認知度向上を図るため、SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動</u>

a. SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。 b. 対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。 具体的には、 ・ 妊娠期・乳幼児をもつ保護者向けの情報、<u>小中学生</u>向け情報等の提供 ・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援 ・ 報道関係者、食品関係事業者等との意見交換等を行う。 <u>以下</u>、意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。	画の配信等を行う。 b. <u>消費者の食品安全に関連する意思決定の支援については</u>、対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。 具体的には、 ・ 妊娠期・乳幼児をもつ保護者向けの情報、<u>中学生</u>向け情報等の提供 ・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援 ・ 報道関係者、食品関係事業者との意見交換等を行う。 意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。
1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性について、最新の<u>科学的知見</u>を、媒体の特性を踏まえて<u>迅速に</u>発信する。 (1) ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。	1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、<u>迅速に最新の情報を</u>、媒体の特性を踏まえて発信する。 (1) ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。
(2) SNS等 食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。 ① Facebook <u>食品安全委員会をフォローし、ある程度専門的な知識をもつユーザー層に対し、機動的な対応が必要な健康被害案件や季節性を考慮した記事等利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。</u>	(2) SNS等 食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについてツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、<u>新たな媒体の活用を含め、各ツールの役割分担と連携を念頭に改善を進める。</u> ① Facebook <u>「内閣府食品安全委員会公式Facebookページ運営方針」を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。</u>
② メールマガジン <u>メールマガジンに登録している関心の高い読者を対象に、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。</u>	② メールマガジン 委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信し、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を分かりやすく発信する。
③ ブログ <u>検索エンジンやリンクからのアクセスが容易で誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。</u>	③ ブログ 誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を<u>始めとした各種発信情報</u>を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。
④ YouTube	④ YouTube

	<u>文字情報だけでは伝えられない情報をわかりやすく伝えられる、また、検索・おすすめ等で長くアクセスが得られる一方、詳細な情報は伝えにくい、という動画の特性を踏まえつつ、事業者、消費者等対象を意識した情報を発信する。</u>	<u>従来対面で実施していた「精講：食品健康影響評価」や消費者との意見交換会等について、動画配信の活用を推進するとともに、より多くの閲覧が期待できるコンテンツの充実や双方向性の確保について検討する。</u>
	⑤ <u>Twitter</u> <u>一般消費者が情報収集の手段として用い、拡散力の高いTwitterの特性を活かしつつ、食中毒の防止法等、一般消費者にとって身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを中心に情報発信する。</u>	（新設）
	（３）広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成 委員会運営状況報告書に基づき、委員会の１年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、<u>既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。</u> リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。 加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。	（３）広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成 委員会運営状況報告書に基づき、委員会の１年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、<u>新たなパンフレット「食品安全委員会」を作成し、「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会等において配布する。</u> リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。 加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。
	（４）食品の安全性に関する用語集 食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。 食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。	（４）食品の安全性に関する用語集 食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。 食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。
	２ 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。	２ 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。
	（１）評価書等の解説講座 食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるために、<u>リスク評価等の進捗に応じ、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。</u>	（１）評価書等の解説講座 食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。
	（２）意見交換会、講師派遣等 波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。 また、広く一般消費者を対象に地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等については、<u>食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるよう主催者と協議の上、講師を派遣する。さらに、大学等の教育機関に講師を派遣し、食品の安全性に関する科学的知見に対する理解促進を図る。</u> これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。	（２）意見交換会、講師派遣等 波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を各地で開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。 また、<u>広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。</u> これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。 食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を

	食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。	対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。
(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。	(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。	(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。
(4) 食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。	(4) 食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。	(4) 食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。
3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。	3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。	3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。
(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照) さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。	(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照) さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。	(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照) さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。
(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 <u>特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</u>	(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築) <u>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</u> <u>特にマスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。</u> <u>また、消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</u>	(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築) <u>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</u> <u>特にマスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。</u> <u>また、消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</u>
(4) 報道関係者との意見交換 <u>食品安全委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。本年度は、特に農薬について意見交換会を実施するほか、意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</u>		
(5) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演とブース出展等を行う。	(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演等とブース出展を行う。	(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演等とブース出展を行う。

第7 緊急の 事態への対 処	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日 <u>食品安全委員会決定</u> 。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、 <u>関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</u>	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日 <u>委員会決定</u> 。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。
	2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。	2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。
	3 緊急時対応訓練の実施 <u>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした新任者研修及び情報提供の知識・技能を養うことを目的とした実務研修を行う。</u> さらに、 <u>緊急時対応の取りまとめを担う</u> 消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（ <u>確認訓練</u> ）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。	3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる <u>消費者庁と密に</u> 連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、 <u>4月～11月（着任者研修・実務研修）、12月（確認訓練）</u> を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。
第8 食品の 安全性の確 保に関する 情報の収集 、整理及び 活用	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。
第9 国際協 調の推進	1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。 <u>2022年6月 第37回OECD農薬作業部会</u> <u>7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2022</u> <u>8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー</u> <u>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2022</u> <u>2023年3月 米国毒性学会（SOT）</u> また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった <u>コーデックス委員会各部会、国際会合等</u> に委員等を派遣する。	1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。 <u>2021年6月 第91回FAO/WHO合同食品添加剂専門家会議（JECFA）</u> <u>（テーマ：食品添加剂）</u> <u>6月 第36回OECD農薬作業部会</u> <u>8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー</u> <u>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2021</u> <u>11月 BfRシンポジウム（テーマ：毒性学に関する評価技術等）</u> <u>2022年3月 米国毒性学会（SOT）</u> また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。

	2 海外の研究者等の招へい 新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。	2 海外の研究者等の招へい 新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。
	3 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するするとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。	3 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するするとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。
	4 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。	4 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。